

宮城県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事等から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成21年6月23日

宮城県監査委員 内 海 太
宮城県監査委員 佐々木 敏 克
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

記

1 監査委員の報告日

知事 平成21年3月17日

教育委員会委員長 平成21年3月18日

2 通知のあった日

知事 平成21年5月20日

教育委員会委員長 平成21年5月20日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 施設利用者の預り金紛失事故が認められたので、今後再発しないよう対策を講じる必要がある。

(ロ) 生活福祉資金及び離職者支援資金の貸付金の償還が著しく遅延しているものが多数認められたので、改善する必要がある。

また、多額の貸付原資残高が認められたので事業規模等について検討されたい。

ロ 措置の内容

(イ) 施設利用者の預り金の適正管理が徹底されるよう指導していく。

(ロ) 償還が遅延している貸付金については、適正な債権管理及び償還の促進に努めるよう指導していく。

貸付原資残高については、平成21年3月1日から緊急小口資金が新設され、また、最近の経済状況悪化に伴う離職者の急増により、離職者支援資金に対する需要が拡大していくことが予想され、今後の安定した貸付制度を運営していく上で、現在の貸付原資を維持していくことは必要であると考えられる。

なお、事業主体となる県社会福祉協議会に対しては、広報活動の実施及び迅速かつ適正な資金の貸付に努めるよう指導していく。

(2) 団体名 仙台空港鉄道株式会社

イ 監査委員の報告の内容

繰越欠損金が多額となっていることから、早急に乗客数増対策の実施及び経営計画の見直し等抜本的な経営改善を進める必要がある。

□ 措置の内容

(1) 乗客数増対策について

開業時からの利用者数は1日平均約6,850人(平成21年3月31日現在)となっており、需要予測を約3割程度下回る非常に厳しい状況にある。

県としては、仙台空港鉄道株式会社をはじめ関係機関と連携し鉄道の利用促進策を展開することはもちろんのこと、りんくうタウンのまちづくりを一層促進することにより沿線利用者の増大を図るとともに、仙台空港国際化利用促進協議会等関係団体と連携し、航空機利用者への誘客活動を展開するなどして鉄道の利用拡大に努めており、同社に対しても、関係機関と連携し利用促進に向けた各種取組の検討・実施に努めるよう指導・助言している。

(2) 経営計画の見直し等抜本的な経営改善について

繰越欠損金については、開業間もない会社であるため、鉄道施設等固定資産に係る減価償却費、開業準備に係る一般管理費等により当初からある程度想定されたものであり、以後当分の間も、債務償還等により欠損金の増加が続くことになる。

このような中、県としては、同社の経営改善に向けた適切かつ効果的な支援策を年度内に策定するための部局横断の特別チームを設置し検討を開始した。並行して、公社等外郭団体経営評価委員会の意見を踏まえた県改革プランの策定に向け、同社と連携を密にしつつ取り組んでいる。

(3) 団体名 財団法人宮城県腎臓協会

イ 監査委員の報告の内容

預り金の精算が著しく遅延しているものが認められたので、改善する必要がある。

□ 措置の内容

指摘の内容は研修会開催時における講師謝金に係る所得税の未精算であるが、当該団体に対し、所轄税務署と連絡調整を図り速やかに事務処理を進めるとともに、再発防止策を講じるよう指導した。

その後、所得税の精算を3月23日に終了したこと、会計事務処理の改善を実施したこと等の報告を受け、改善されたことを確認した。

(4) 団体名 株式会社テクノプラザみやぎ

イ 監査委員の報告の内容

繰越欠損金の解消に引き続き努める必要がある。また、事業が貸室業中心に変遷してきていることから、今後の会社のあり方について検討されたい。

□ 措置の内容

(1) 繰越欠損金の解消について

今後も入居率の維持、向上を図り、増収を目指すとともに、一般管理費の圧縮に努め、単年度黒字を継続するよう、なお一層の工夫を行い経営の改善が図られるよう指導していく。

〔参考〕

(繰越欠損金の推移) 平成17年度 201,095千円

平成18年度 183,651千円

平成19年度 174,363千円

(四) 今後の会社のあり方について

インキュベーション施設である21世紀プラザは、仙台北部中核テクノポリス地域である泉パークタウン内に位置し、大和リサーチパークや仙台北部中核団地へ立地を予定している大企業との取引を望む中小企業の受け皿として好適な立地条件にある。

また、県が推進する富県宮城の実現における高度電子機械産業及び自動車産業の集積を図る上で重要な役割を果たす施設であり、今後は財団法人みやぎ産業振興機構や県産業技術総合センターとの連携を強化しつつ、入居企業へのサービスの充実を図るとともに、団体が平成20年6月に策定した中期事業計画（会社のあるべき姿として経営理念を明確化するとともに、当面達成すべきことを目標とした計画）が達成できるよう指導していく。

(5) 団体名 社団法人宮城県畜産物価格安定基金協会

イ 監査委員の報告の内容

預金の残高管理について不適切なものが認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

今後の事務処理においては、チェック体制の整備等により、適正を期すよう指導していく。

(6) 団体名 社団法人宮城県配合飼料価格安定基金協会

イ 監査委員の報告の内容

大科目において予算超過支出が認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

今後は、年度中に予算超過支出が見込まれる場合には、その都度補正予算を組むように指導していく。

(7) 団体名 社団法人宮城県漁業無線公社

イ 監査委員の報告の内容

正味財産が出資金総額を大幅に下回っており、社員数も年々減少していることから、効率的な事業運営と財務内容の健全化に努める必要がある。

ロ 措置の内容

社団法人宮城県漁業無線公社の経営状況は、近年の漁船漁業を取り巻く情勢により、今後、更に厳しさを増すことが考えられることから、今後とも立入検査等を実施し、経営改善に向け継続的な指導を実施していく。

(8) 団体名 塩釜港開発株式会社

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 給与及び賞与の支払い事務において不適切な取扱いが認められたので、改善する必要がある。

(ロ) 長期未収金が認められたので、改善する必要がある。

(ハ) 繰越欠損金の解消に引き続き努める必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 給与及び賞与の支払い事務について、改善状況を確認するとともに、適切な決裁手

続きをとるよう必要な指導を行った。

(ロ) 長期未収金について、分割納入による回収のほか、債権回収業者への委託の検討等の団体の取組みについて、必要な指導を行った。

(ハ) 繰越欠損金の解消について、企業誘致によるテナント充足率の向上等の状況を確認するとともに、更なる営業努力による収益改善及び計画的かつ抜本的な経営改善について必要な指導を行った。

(9) 団体名 仙台エアカーゴターミナル株式会社

イ 監査委員の報告の内容

繰越欠損金が増加しているため、引き続き経営改善に努める必要がある。

ロ 措置の内容

国際航空貨物の集積促進を図るため、次の措置を講じた。

- ・ 貨物取扱会社を訪問の上、仙台空港への集荷について意見交換を行った。
- ・ 荷主企業等への訪問を行い、仙台空港のPRを行った。
- ・ 東北地方の企業を対象に仙台空港の活用を呼びかける新聞広告を掲載した。
- ・ 航空会社に対する増便や路線開設の要請を行った。

平成21年度においては下記の実施を行う予定である。

- ・ 国際航空貨物の集積に向け、関係課との合同企業訪問等庁内連携により荷主企業等へのエアポートセールスを今年度も継続して実施する。
- ・ 航空会社に対して、増便や機材の大型化などを求めたエアポートセールスを実施する。

(10) 団体名 財団法人宮城県スポーツ振興財団

イ 監査委員の報告の内容

現金の取扱いについて、適切でないものが認められたため、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

現金の取扱いについて、財団の経理規程に基づき適切に行うよう財団を指導し、改善されたことを確認した。